

## 学校法人札幌大学特待生規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下、「本学」という。）の入学志願者のうち、学業優秀者の入学を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

### (特待生の対象者)

第2条 特待生の対象者は、別表に定めるとおりとする。

### (特待生候補の人数の決定)

第3条 学長は、特待生の対象者の中から特待生候補を選定し、理事長に対し推薦する。

2 理事長は、学長からの推薦を受け、常勤理事会の議を経て、特待生候補のうちから、特待生の対象となる人数を決定する。

### (通知)

第4条 学長は、前条第2項で決定された人数の範囲内で、成績上位者に対し、合格通知書とともに、特待生候補に決定された旨を通知する。

### (手続)

第5条 特待生候補は、所定の期日までに入学手続きを行わなければならない。

2 特待生候補の辞退等により生じた欠員の補充は行わない。

### (入学許可)

第6条 学長は、前条の手続きを完了した者に、特待生として入学を許可する。

### (学費の減免)

第7条 学長は、特待生に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める授業料を減免する。

2 減免する額及び減免期間は、別表のとおりとする。

3 特待生が札幌大学学生の外国留学に関する規程第2条に定める認定留学及び交換留学をするとき、前項の規定を適用する。

### (資格の中断)

第8条 特待生が次の各号のいずれかに該当したとき、資格は中断する。

(1) 休学したとき。

(2) 成績が不良なとき。

2 入学後の特待生資格及び支援体制については、別に定める。

### (資格の復活)

第9条 前条により資格中断中の者が、復学又は成績が向上したとき、学長は、資格の中断を解除し、資格の復活をすることができる。

### (資格の喪失)

第10条 特待生が次の各号のいずれかに該当したとき、資格は喪失する。

(1) 前条により資格の復活をした者が、再び成績が不良なとき。

(2) 退学したとき。

(3) 除籍になったとき。

(4) 辞退したとき。

(5) 学則その他の規則等に違反し、特待生として相応しくないと判断したとき。

### (規程の所管)

第11条 この規程に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

### (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

### 附 則

この規程は、平成18年2月21日から施行する。

附 則（平成18年9月8日）

この規程は、平成18年9月8日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成24年度以前入学生は、第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
附 則 (平成26年4月1日)  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則 (平成27年4月1日)  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則 (平成27年10月1日)  
この規程は、平成27年10月1日から施行する。  
附 則 (令和3年12月23日)  
(施行期日)
- 1 この規程は、令和3年12月23日から施行する。  
(経過措置)
- 2 令和3年度以前入学生は、第2条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。  
附 則 (令和5年6月30日)  
この規程は、令和5年6月30日から施行する。  
附 則 (令和6年2月14日)
- 1 この規程は、令和6年2月14日から施行する。  
(経過措置)
- 2 別表 ア 特待生の対象者定員、授業料の減免額等の表中、80%を75%、90%を80%に変更する。  
ただし、令和6年度入学生に限る。  
附 則 (令和6年5月22日)
- 1 この規程は、令和6年5月22日から施行する。  
(経過措置)
- 2 令和6年度以前入学生は、第2条および第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。  
附 則 (令和7年3月12日)  
この規程は、令和7年3月12日から施行する。  
附 則 (令和7年10月28日)  
この規程は令和7年10月28日から施行する。  
附 則 (令和8年4月1日)
- 1 この規程は令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 令和8年度以前入学生は、第2条および第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

別表（第2条、第7条関係）

ア 特待生の対象者、授業料の減免額等

| 選抜制度                                                              | 対象者                | 授業料の減免                                              | 備考                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 一般選抜（A・B日程）                                                       | 総合点の得点率が75%以上の者    | 減免額：<br>①授業料全額免除<br>②授業料半額免除                        | 1 全額免除対象者は、得点率80%以上とする。<br>2 授業料の減免は、春学期及び秋学期の授業料に対し均等に行う。                   |
| 大学入学共通テスト利用選抜（A・B日程）                                              | 総合点の得点率が75%以上の者    | 減免期間：<br>①及び②原則最短修業年限                               |                                                                              |
| 一般選抜A日程特待生（探究重視・英語重視）                                             | 合格者                |                                                     |                                                                              |
| 大学入学共通テスト利用選抜A日程特待生（探究重視）                                         | 合格者                |                                                     |                                                                              |
| 学校推薦型選抜 指定校制                                                      | 全体の学修成績の状況が4.3以上の者 | ①減免額：授業料1／4相当額（初年次のみ）免除<br>②減免金額：入学した年次             | 1 授業料の減免は、春学期及び秋学期の授業料に対し均等に行う。<br>2 対象となる、資格を有する者、授業料の減免額及び減免基準は下記イのとおりとする。 |
| 総合型選抜自己推薦選抜[ダイアログ]（10月・3月）                                        | 全体の学修成績の状況が4.0以上の者 |                                                     |                                                                              |
| 学校推薦型選抜 指定校制                                                      | 対象となる資格を有する者       | 減免額：<br>①授業料全額免除<br>②授業料半額免除<br>③授業料1／4相当額（初年次のみ）免除 |                                                                              |
| 学校推薦型選抜 公募制（11月・12月）                                              |                    | 減免期間：<br>①及び②原則最短修業年限<br>③入学した年次                    |                                                                              |
| 総合型選抜自己推薦選抜[資格][学校活動・地域活動]（A・B・C日程）[探求活動]（10月・12月）[ダイアログ]（10月・3月） |                    |                                                     |                                                                              |

イ 特待生の対象とする資格等

| 選抜制度                                                              | 対象資格等             | 授業料の減免額・減免基準 |         |                    |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------|---------|--------------------|
|                                                                   |                   | 授業料全額免除      | 授業料半額免除 | 授業料1／4相当額（初年次のみ）免除 |
| 学校推薦型選抜 指定校制                                                      | G T E C           | 1280以上       | 1080以上  | 840以上              |
| 学校推薦型選抜 公募制（11月・12月）                                              | 実用英語技能検定（従来型）     | 1級合格         | 準1級合格   | 2級合格               |
| 総合型選抜自己推薦選抜[資格][学校活動・地域活動]（A・B・C日程）[探求活動]（10月・12月）[ダイアログ]（10月・3月） | 実用英語技能検定（4技能）     | 2630以上       | 2304以上  | 1980以上             |
|                                                                   | T O E F L — i B T | 91以上         | 82以上    | 53以上               |
|                                                                   | T O E I C         | 900以上        | 700以上   | 500以上              |

|                     |       |       |       |
|---------------------|-------|-------|-------|
| I E L T S（日本英語検定協会） | 7.0以上 | 6.0以上 | 5.0以上 |
| 通関士（財務省）            |       | 合格    |       |
| 簿記検定試験（日本商工会議所）     | 1級合格  |       | 2級合格  |
| 簿記能力検定試験（全国経理教育協会）  | 上級合格  |       | 1級合格  |
| 公認会計士（金融庁）          | 合格    | 短答式合格 |       |
| 応用情報技術者試験（経済産業省）    | 合格    |       |       |
| 基本情報技術者試験（経済産業省）    |       |       | 合格    |